二　第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利（同項第五号又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。）に関し出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき　これらの権利に係る同条第八項第七号から第九号までに掲げる行為

第百九十四条の七第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第六十三条の六（第六十三条の三第一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

第百九十四条の七第三項中「第六十三条第七項及び第八項」を「第六十三条の六（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第百九十七条の二第十号の七の次に次の二号を加える。

十の八　第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第六十三条第三項若しくは第四項の規定により同条第二項の届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出した者

十の九　第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に違反した者

第百九十八条の五中「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」及び「又は金融商品取引業者」の下に「、特例業務届出者」を加え、同条第二号中「含む。）」の下に「、第六十三条の五第二項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百九十八条の六第三号中「第四十八条」の下に「、第六十三条の四第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第五十七条の十五第一項」の下に「、第六十三条の四第二項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「若しくは第百五十六条の七十九第一項」を「又は第百五十六条の七十九第一項」に改め、同条第六号の二を同条第六号の三とし、同条第六号中「第四十六条の四」及び「、第四十七条の三、第五十七条の四」を削り、「、第五十七条の十六」を「又は」に改め、「、第六十六条の十七第二項若しくは第六十六条の十八」及び「説明書類若しくは」を削り、同号を同条第六号の二とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第四十六条の四、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の十六、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第二項又は第六十六条の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、かつ、これらの規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をした者

第百九十八条の六第七号中「、第六十三条第二項若しくは第六項」を「又は第六十三条第十三項」に改め、「又は第六十三条の三第一項」を削り、同条第十号中「第六十三条第七項」を「第六十三条の六（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第十一号中「第六十三条第八項」を「第六十三条の六（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　第六十三条第九項又は第十項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約書の写しの提出をせず、又は虚偽の契約書の写しの提出をした者

第百九十八条の六第十四号中「第六十三条第五項」を「第六十三条第十二項」に改め、同条第十七号の四の次に次の三号を加える。

十七の五　第百八十七条第一項第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は意見書若しくは報告書を提出せず、若しくは虚偽の意見書若しくは報告書を提出した者

十七の六　第百八十七条第一項第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

十七の七　第百八十七条第一項第三号の規定による関係人に対する処分に違反して、物件を提出しなかつた者

第二百五条の二の三第一号中「第六十三条第三項」を「第六十三条第八項」に改める。

第二百八条中「指定親会社」及び「金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主」の下に「、特例業務届出者」を加え、「若しくは電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を「、電子店頭デリバティブ取引等許可業者若しくは外国法人である特例業務届出者」に改め、同条第五号中「同じ。）」の下に「、第六十三条の五第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百九条第十一号から第十三号までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の金融商品取引法（以下この項において「旧法」という。）第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係る同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務（この法律による改正後の金融商品取引法（以下「新法」という。）第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係るものを除く。以下この項において「旧法第二号適格機関投資家等特例業務」という。）を行っている旧法特例業務届出者（旧法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。次項及び次条第一項において同じ。）及び旧法届出金融商品取引業者等（旧法第六十三条の三第一項の規定による届出をした金融商品取引業者等（旧法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）は、当該旧法第二号適格機関投資家等特例業務（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限る。以下この条において「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務」という。）が終了するまでの間は、新法第二十九条の規定にかかわらず、引き続き旧法適格機関投資家等特例投資運用業務を行うことができる。

2　前項の規定により旧法特例業務届出者が引き続き旧法適格機関投資家等特例投資運用業務を行う場合においては、当該旧法特例業務届出者を新法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者とみなして、同項から同条第八項まで及び同条第十一項から第十三項まで並びに新法第六十三条の二、第六十三条の四から第六十三条の七まで、第六十五条の二、第六十五条の四、第百八十八条並びに第百九十四条の七第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る新法第八章及び第八章の二の規定を適用する。この場合において、新法第六十三条第六項中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務（金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）附則第二条第一項に規定する旧法適格機関投資家等特例投資運用業務をいう。以下同じ。）」と、同条第七項及び第十一項から第十三項まで並びに新法第六十三条の二第一項及び第三項、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第二項、第三項及び第六項並びに第六十三条の七中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　第一項の規定により旧法届出金融商品取引業者等が引き続き旧法適格機関投資家等特例投資運用業務を行う場合においては、当該旧法届出金融商品取引業者等を新法第六十三条の三第一項の規定による届出をした金融商品取引業者等（新法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）とみなして、新法第六十三条の三第二項において準用する新法第六十三条第五項、第六項、第八項、